

令和5年度採用 市職員などを募集

市は、来年度採用職員を次の通り募集します。職種や受験資格などは左表の通り。

【一次試験日】▽大学卒業職、社会福祉士、保健師、介護職、専門試験は7月10日(日)、CIGAB plusは6月22日、GAB plusは6月22日、7月11日の希望日(社会福祉士はCIGAB plusのみ)▽技術職(土木・造園・建築・

職種	人数	受験資格
大学卒業職(A)	10人程度	平成9年4月2日以降、平成13年4月1日までに生まれ、学校教育法に基づく4年制大学を卒業した人が令和5年3月に卒業見込みの人
大学卒業職(B)		平成4年4月2日以降、平成9年4月1日までに生まれ、民間企業等の勤務経験が2年以上、かつ、学校教育法に基づく4年制大学を卒業した人
社会福祉士	各若干名	昭和57年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の資格登録をしている人、又は令和5年3月31日までに国家試験に合格のうえ、登録申請を行う人
保健師(A)		平成9年4月2日以降、平成13年4月1日までに生まれ、保健師の資格登録をしている人、又は、令和5年3月31日までに国家試験に合格のうえ、登録申請を行う人
保健師(B)		平成元年4月2日以降、平成9年4月1日までに生まれ、保健師の資格登録をしており、保健師又は看護師としての勤務経験が2年以上ある人
技術職(土木・造園)		平成4年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校でそれぞれの専門課程を修めて卒業した人が令和5年3月に卒業見込みの人
技術職(建築)	各若干名	昭和62年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校で電気の専門課程を修めて卒業した人が令和5年3月に卒業見込みの人
技術職(機械)		
技術職(電気)		

ら読み取り可)から申請を。市人事課 ☎784・8016。
【消防吏員を募集】市消防局は、来年度採用予定の消防吏員(大学卒程度)を次の通り募集します。
【募集人数】3人。
【受験資格】▽平成8(1996)年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく4年制大学を卒業したか来年3月末までに卒業見込み▽両眼とも視力が1.0以上(矯正視力の人は両眼とも裸眼視力が0.1以上)▽聴力・言語・運動機能に障がいがない、消防職務遂行上支障のない機能を有すること。
【一次試験】▽7月10日(日)筆記▽16日(土)集団面接。
【二次試験】8月下旬に個別面接、体力試験を実施予定。
試験案内と受験申込書は、東・西消防署や出張所配布(市ホームページからダウンロード可)。

【社会福祉協議会職員を募集】社会福祉協議会は、職員を次の通り募集します。
【正規職員】▽人数 若干名▽勤務 月々金曜の午前9時～午後5時45分▽応募資格 昭和57年4月2日以降生まれで普通自動車免許を持つ人▽月給 20万4200円(職歴などにより調整。地域手当を含む。賞与、交通費、超過勤務手当など別途支給)▽一次試験 7月2日(土)か3日(日)の午前9時半▽採用予定 9月1日。

【嘱託職員】▽人数 2名▽事務員1人▽勤務 7月1日～来年3月31日の月々金曜の午前9時～午後5時30分▽応募資格 普通自動車免許を持つ人▽月給 16万5千500円(交通費の一部、超勤手当、割増報酬など別途支給)。
【専用申込書(同協議会ホームページからダウンロード可)】②市販の履歴書に必要事項を書き、資格証明書の写しを添えて、①6月27日②6月20日の午後5時までに直接か郵送(必ず着)で〒664・0014 広畑3-1 伊丹市社会福祉協議会(☎779・8512)へ。
【税務職員(国家公務員)を募集】今年度、高等学校などを卒業する見込みか、卒業後3年経過していない人。
▽一次試験 9月4日(日)▽二次試験 10月12日、21日の指定する1日。
6月20日～29日に人事院ホームページから電子申請を。伊丹市税務署(☎779・6122)。

【分譲マンション共用部のバリアフリー化を助成】市は、分譲マンションの共用部分に手すりやスロープを設置するなど、バリアフリー化を進めるための工事費用の一部を次の通り助成します。
▽対象者 市内の分譲マンション管理組合▽対象住宅 1棟につき21戸以上の既存の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築された51戸以上のもの、14年10月1日以降に建築されたものを除く)

市は男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内に事業所がある法人・団体(自薦・他薦は不問)を募集し、表彰します。
表彰基準は▽従業員の性別にとられない職域拡大▽性別に関わらない仕事と家庭生活などの両立支援▽ハラスメントの防止など働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいることです。
表彰式は9月ごろを予定。
【応募用紙(市ホームページからダウンロード可)】に必要事項を書いて、6月30日までに直接か郵送(必ず着)で〒664・8503 伊丹市役所男女共同参画課(☎784・8146)へ。
【危険物安全週間を実施】6月5日～11日は危険物安全週間です。今年の推進標語は「一連の確かな所作で 無災害」です。

【優良運転者を募集】伊丹交通安全協会は、同協会の会員で市内在住の優良運転者(金・銀・銅賞)を表彰します。
対象は6月1日現在で自動車・原動機付自転車を運転し、過去5年間無事故・無違反の人(銅賞は過去3年間免許停止処分を受けていない人)。その他条件・特例制度あり。
【無事故・無違反証明書の発行手数料670円と運転免許証、会員証、印鑑を持って、6月30日までに直接、伊丹交通安全協会(☎779・1414)へ。

【美しい景観形成への取り組み】市域全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指しています。
【屋外広告物などの適正な掲出への取り組み】良好な景観の形成や維持を図るため、県と連携して屋外広告物の規制を行っています。
また、美しいまちなみ景観を目指す路上違反広告物等通報制度(インフラ通報システム)を実施しています。
【市都市計画課 ☎744・2262】

【市住宅政策課 ☎784・8006】
【6月1日は「景観の日」】美しく風格のある景観づくりを国民運動として推進するため、6月1日は「景観の日」と定められています。
市は、次の取り組みを行って

市消防局は、危険物施設の査察や危険物取扱者への指導、事業所などへの消防訓練指導など災害防止の呼び掛けを行います。
また、濃度が60%以上の消毒用アルコールは家庭にもある身近な危険物です。火気に近づけると引火する危険性があるため、取り扱いには十分注意してください。
【市消防局予防課 ☎783・0766】

市は、市内の空き家リフォーム費用を助成する。対象は、市内の空き家などを購入し、リフォームを行う人に費用を助成します。
対象になる空き家は▽築20年以上経過▽空き家の期間が6カ月以上▽現行の耐震基準を満たす▽水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要。対象者は▽市

外から転入か市内の賃貸住宅などから転居し、対象空き家を購入して10年以上居住する▽工事契約・改修工事を行っていない人。
補助額は左表の通り。
【市役所5階の住宅政策課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)】に必要事項書き、必要書類を添えて11月30日までに直接、同課へ。予算額に達し次第、終了。
【分譲マンション共用部のバリアフリー化を助成】市は、分譲マンションの共用部分に手すりやスロープを設置するなど、バリアフリー化を進めるための工事費用の一部を次の通り助成します。
▽対象者 市内の分譲マンション管理組合▽対象住宅 1棟につき21戸以上の既存の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築された51戸以上のもの、14年10月1日以降に建築されたものを除く)

市内の空き家 リフォーム費用を助成

市は、市内の空き家などを購入し、リフォームを行う人に費用を助成します。対象になる空き家は▽築20年以上経過▽空き家の期間が6カ月以上▽現行の耐震基準を満たす▽水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要。対象者は▽市

	一戸建て	共同住宅
若年世帯 ※1 子育て世帯 ※2	工事費の2分の1 (上限150万円)	工事費の2分の1 (上限100万円)
その他の世帯	工事費の3分の1 (上限100万円)	工事費の3分の1 (上限65万円)

※1 夫婦合計年齢が80歳未満の世帯
※2 18歳以下の子を養育する世帯

外から転入か市内の賃貸住宅などから転居し、対象空き家を購入して10年以上居住する▽工事契約・改修工事を行っていない人。
補助額は左表の通り。
【市役所5階の住宅政策課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)】に必要事項書き、必要書類を添えて11月30日までに直接、同課へ。予算額に達し次第、終了。
【分譲マンション共用部のバリアフリー化を助成】市は、分譲マンションの共用部分に手すりやスロープを設置するなど、バリアフリー化を進めるための工事費用の一部を次の通り助成します。
▽対象者 市内の分譲マンション管理組合▽対象住宅 1棟につき21戸以上の既存の分譲マンション(平成5年10月1日以降に建築された51戸以上のもの、14年10月1日以降に建築されたものを除く)

【美しい景観形成への取り組み】市域全域を景観法に基づく「景観計画区域」とし、市の骨格となる景観の保全や周辺との調和を重視した景観形成を目指しています。
【屋外広告物などの適正な掲出への取り組み】良好な景観の形成や維持を図るため、県と連携して屋外広告物の規制を行っています。
また、美しいまちなみ景観を目指す路上違反広告物等通報制度(インフラ通報システム)を実施しています。
【市都市計画課 ☎744・2262】

新型コロナワクチン6月1日から 4回目接種予約をスタート

対象は、3回目接種を終えた▷①60歳以上▷②18歳以上60歳未満の基礎疾患などのある一人です。
予約開始日や①の人の接種券発送日は下表の通り。4回目接種は、3回目接種から5カ月以上空けてください。

3回目接種日	接種券発送日	予約開始日
2月9日まで	送付済み	6月1日
2月10～18日	6月1日	6月8日
2月19～28日	6月8日	6月15日

また、②の人が4回目接種を希望する場合、接種券の発行申請が必要です。申請方法や対象となる基礎疾患については市ホームページ(右二次元コードから読み取り可)から確認してください。
予約は午前9時～午後7時半までに市新型コロナワクチンコールセンター ☎764-7835へ。①の人はインターネット予約も可。
市新型コロナワクチン接種推進班 ☎764-5870

